

白馬村景観計画（案）の概要について

1 景観計画策定の背景

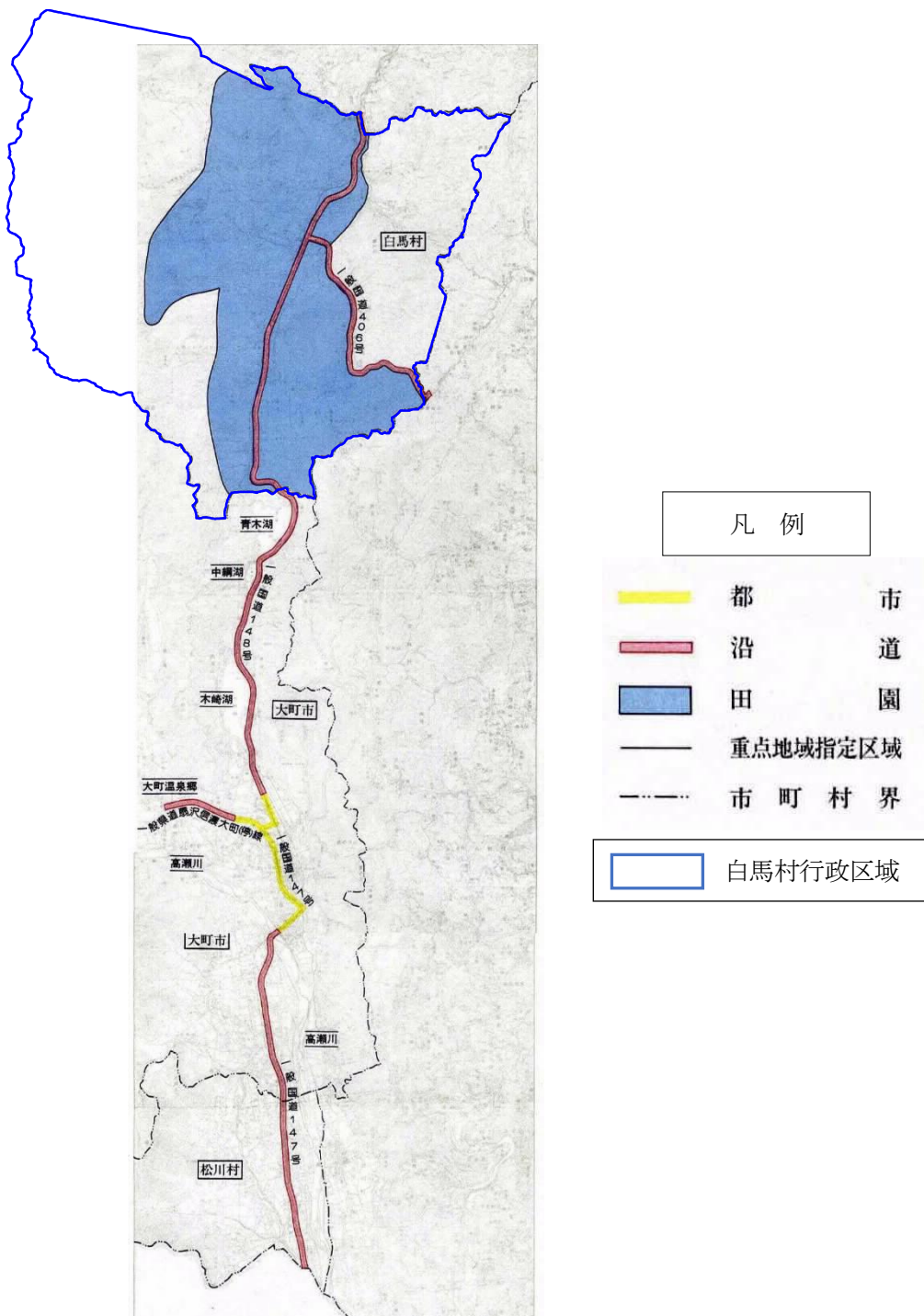
白馬村は、景観を「子孫に伝えていく大切な財産であり、将来に向かって観光資源として経済基盤の安定を図るうえでも必要不可欠なもの」と位置づけ、平成 11 年に「白馬村環境基本条例」の施行や「白馬村まちづくり環境色彩計画」の策定などにより、独自に景観育成に取り組んできた。

また、白馬都市計画区域は、県が定める「国道 147 号・148 号沿道景観育成重点地域」の一部として指定され、景観に関する行為の取組を行ってきた。

これまで進めてきた景観育成の取り組みを基に、良好な景観育成に関する基本的な考え方や方針及び基準、取組のあり方を明らかにし、村民・事業者・行政の協働による良好な景観育成の実現を図ることを目的とした景観計画を策定する。

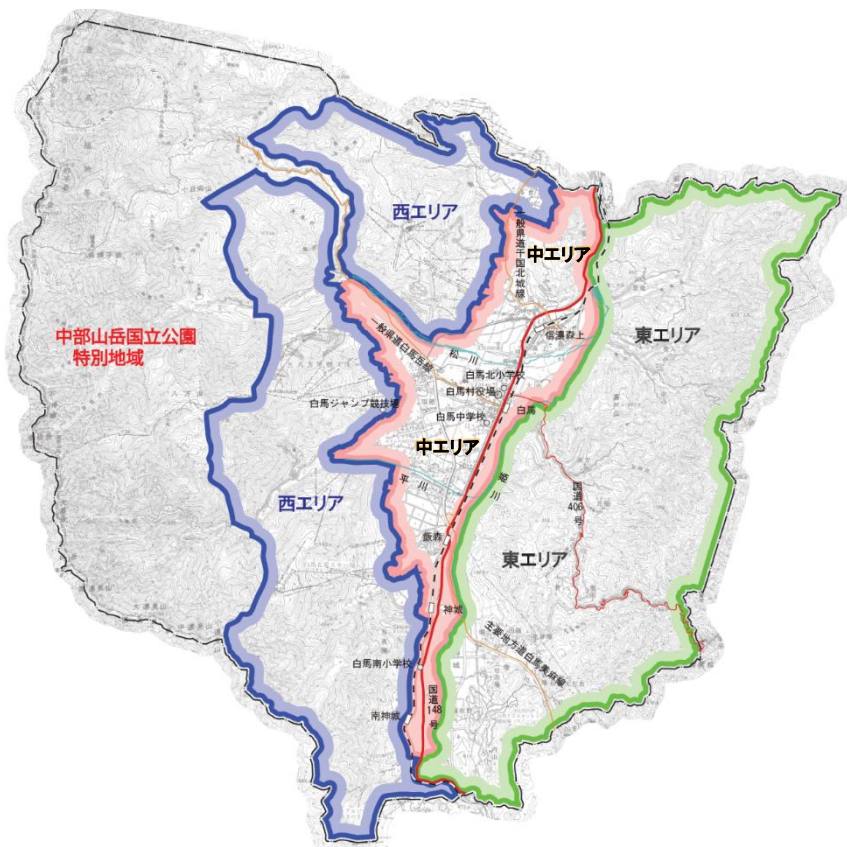
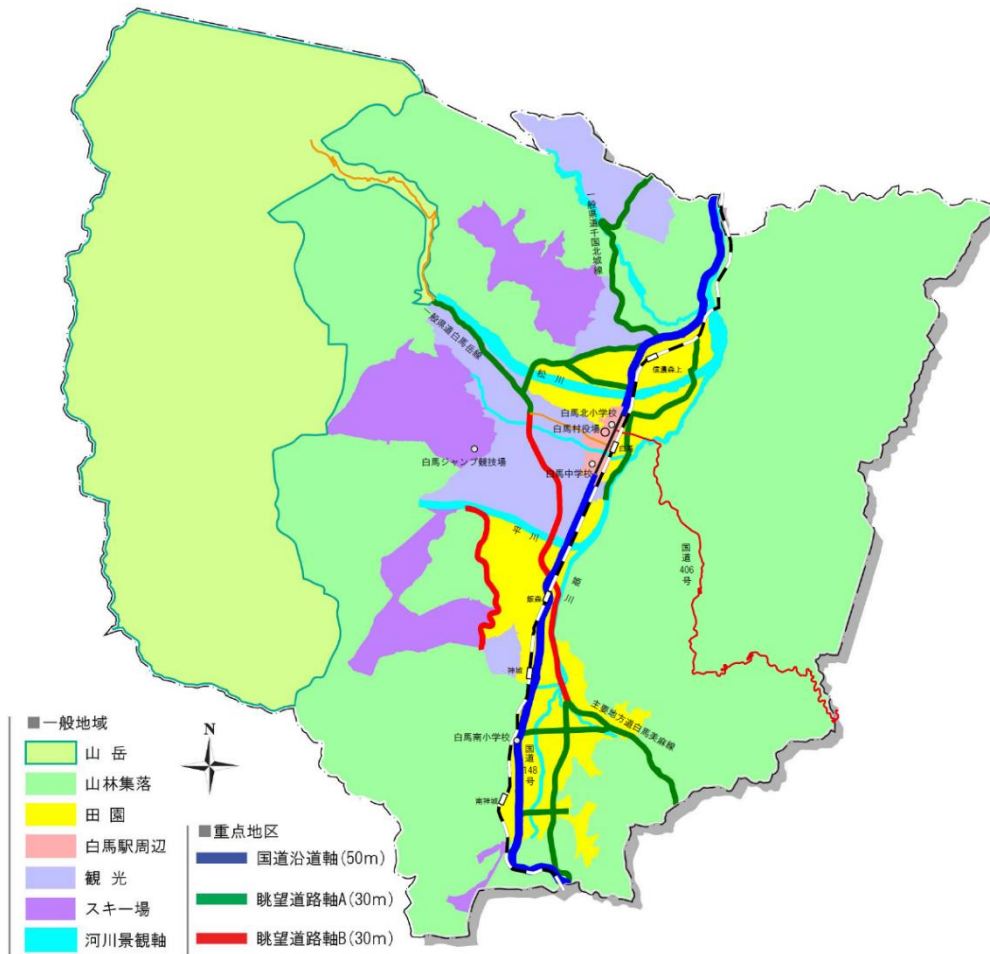
2 景観計画区域

■現在の景観育成区域



■今後の景観育成区域

地形的・景観的特性を踏まえ、7つの地域区分（一般地域）と3つの色彩エリアに区分する。また、より細やかな景観育成を積極的に図る必要がある地区として、景観育成重点地区を指定していく。



白馬村景観計画（案）の地域区分について

| 一般地域 | 一般地域の範囲（概要） |
|---------|---------------------------------------|
| 山岳地域 | 中部山岳国立公園特別地域のうち本村の範囲 |
| 山林集落地域 | 山林地域、山林内に点在する集落地 |
| 田園地域 | まとまりのある農地、その農地の周辺部にある集落地 |
| 白馬駅周辺地域 | 白馬村立地適正化計画の都市機能誘導区域（白馬駅周辺地区） |
| 観光地域 | スキー場地域に隣接する観光施設等が集積する地域、落倉地区 |
| スキー場地域 | ・白馬岩岳 ・白馬八方尾根 ・HAKUBA47 ・白馬五竜 ・白馬さのさか |
| 河川景観 | 以下に示す河川の河川区域 姫川、楠川、松川、大樽川、平川、犬川、谷地川 |

| 色彩エリア | 色彩エリアの概略の範囲 |
|-------|--------------------------------|
| 西エリア | 西側の山林集落地域、スキー場地域、落倉及び飯田地区の観光地域 |
| 中エリア | 西・東エリアを除く区域 |
| 東エリア | 姫川より東側の区域 |

| 沿道景観軸 | 対象の路線名 | 区 間 | 範 囲 |
|----------------------------|--------------------------|---|----------------|
| 国道沿道軸 沿道の開放感と賑わいを確保する道路 | ① 国道 148 号 | 白馬駅周辺地域を除く大町市との境界から小谷村との境界まで | 道路の境界両側各 50m以内 |
| 眺望道路 A 沿道の開放感を確保する道路 | ② 県道白馬美麻線 | 村道 3149 号線から大町市の境界まで | 道路の境界両側各 30m以内 |
| | ③ 県道千国北城線 | 国道 148 号から小谷村との境界まで | |
| | ④ 村道 0101 号線 | 国道 148 号から東方向へ約 900mの範囲（神城 2157 地番先） | |
| | ⑤ 村道 3149 号線 | 大町市との境界から県道白馬美麻線まで | |
| | ⑥ 村道 0201・1082 号線 | 国道 148 号との交差点から県道白馬美麻線まで | |
| | ⑦ 村道 3064 号線（消防署前線） | 村道 0105 号線（白馬山麓線）から国道 148 号まで | |
| | ⑧ 村道 0105 号線（白馬山麓線） | 県道白馬岳線から国道 148 号まで | |
| 眺望道路 B 山岳景観の眺望を確保する道路 | ⑨ 県道白馬岳線 | 八方交差点から二股橋まで | 道路の境界両側各 30m以内 |
| | ⑩ 村道 1124 号線（姫川左岸道路） | 下河原大橋から村道 3143 号線（塩島旧国道）まで | |
| | ⑪ 県道白馬美麻線 | 飯森陸橋北信号から村道 3149 号線まで | |
| | ⑫ 村道 0105 号線（白馬山麓線） | 県道白馬美麻線から県道白馬岳線まで | |
| | ⑬ 村道 2026・2199 号線（神城山麓線） | 村道 2199 号線全線、村道 2026 号線終点から村道 2039 号線まで | |